

契約内容をよく確認！

ウォーターサーバーのレンタル契約

消費生活

【事例】

ショッピングモールで呼び止められ、ウォーターサーバーをレンタル契約した。2か月利用してみたが、やはり必要ないと思い、事業者と連絡すると、解約料が1万円以上かかると言われた。

勧誘された時に、解約料の説明はなかったと思う。



見守り新鮮情報より

ストップ!
ザ・悪徳商法

通信

令和6年2月
vol.160

役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただくと確実です

【助言】

- 契約内容・解約条件をよく確認し、契約する時は書面をもらいましょう。
- 不意打ち的な勧誘を受けた場合は、クーリング・オフ(契約の取り消し)ができる可能性があります。困った時はすぐにご相談ください。

節分豆もキケンです

豆・ナッツ類は、3歳ごろまで食べさせないで!

【事例】

1歳児に豆菓子を食べさせたところ、突然むせ込んだ。その後、咳と高熱が続き、入院となった。

【助言】

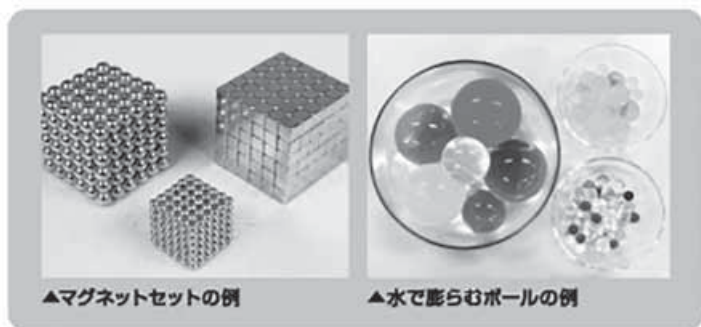
- 幼児が豆やナッツを食べると、気道に入って肺炎・気管支炎を起こしたり、窒息する可能性があります。大変危険です。
- 家族の食べ残しも、子どもが口に入れないよう注意してください。



子どもサポート情報より

ちなみに...

小さな子どもが誤飲して重大事故につながる製品として、令和4年6月号の消費生活通信で紹介した**水でふくらむボール**と、**強力なマグネットセット**は、新たな規制が導入されています。



▲マグネットセットの例

▲水で膨らむボールの例

画像提供:独立行政法人国民生活センター

これらの玩具は国内で販売できなくなりました。お子様がいるご家庭は、もし見かけても、購入しないでください。

すでに自宅にある場合は、小さな子どもに触らせないように、十分注意してください。